

財務規則第300条では、「各部長は、土地又は建物を借り受けようとするときは、不動産借受決議書により、市長の決裁を受けなければならない。」となっているが、運用方法や決裁方法が全庁的に統一されていないことについて、どのように対応していくのか、回答を求めます。